

議案第40号

基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について

基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月1日提出

基山町長 松 田 一 也

基山町条例第 号

基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成5年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（8） 保険医療機関等 社会保険各法に基づく病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めたものをいう。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削る。

第5条中「に係る保険給付につき」を「が保険医療機関等において保険給付を受けたときは」に、「助成対象者又はその保護者が支払った」を「その」に改める。

第6条中「保護者」の次に「（親権者、後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。以下同じ。）」を加え、「医療費助成金（以下「助成金」という。）」を「医療費の助成」に改める。

第7条第2項中「8月31日」を「10月31日」に、「9月1日」を「11月1日」に改める。

第8条中「医療機関又は指定調剤薬局等」を「保険医療機関等」に改める。

第9条を次のように改める。

（給付の方法）

第9条 受給資格者が保険医療機関等において保険給付を受けたときは、助成する額を当該保険医療機関等に支払うものとする。この場合において、助成する額を当該保険医療機関等に支払ったときは、受給資格者に対し助成を行ったものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が保険医療機関等において保険給付を受けた場合で、受給資格者がその一部負担金を保険医療機関等に支払ったとき又は町長が特別の

理由があると認めたときは、助成対象者又は保護者の申請により、その内容を審査し、助成する額を当該助成対象者又は保護者に支払うものとする。

第11条第1項中「助成金の給付を」を「この条例による助成を」に改め、同条第2項中「助成金の給付」を「医療費の助成」に、「生じ、かつ、この条例による助成金を給付した」を「生じたものである」に、「支払い」を「支払」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定は、令和8年11月1日以後に行われた医療に係る医療費から適用し、令和8年10月31日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

提案理由

佐賀県内の保険医療機関等におけるひとり親家庭等医療費助成方法が統一され、現金給付から現物給付への移行に伴い、現物給付の規定を追加するため、基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例を改正する必要がある。

令和 8 年 9 月 11 日原案可 決